

岩手県告示第820号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (1) 名称 一般財団法人住宅金融普及協会
 - (2) 住所 東京都文京区関口一丁目24番2号
- 2 業務区域 岩手県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都文京区関口一丁目24番2号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 構造計算適合性判定の全部の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成27年10月9日